

熱中症特別警戒アラート運用開始について

国において、熱中症の危険に対する警戒を促すために「熱中症警戒アラート」を発表してきましたが、これに加え令和6年4月24日から、より深刻な健康被害の発生に備えるため、新たに「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域では、過去に例のない広域的な危険な暑さとなり熱中症による重大な被害が生じる恐れがありますので発表された場合は、より一層の熱中症予防対策を実施致します。

(利用者対策)

- ・熱中症特別警戒アラート発令時は熱中症予防対策を徹底する。
- ・熱中症予防対策が徹底できない場合は、中止・延期・変更をする。
- ・暑さなどにより、運動内容の変更や運動強化を下げる。
- ・決めた休憩以外に、暑さ指数や体感により休憩を増加する。
- ・積極的に水分補給する。
- ・救急用に氷やアイスパック、経口補水液等を用意持参する。
- ・体調のチェックなどを行い、常に注意する。
- ・その他、熱中症予防の行動をする。

(利用料金について)

- ・熱中症予防を理由としたキャンセル時の利用料金は徴収致しません。
＜条件＞
- ・県内において熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発表されている、もしくは施設で計測した暑さ指数（WBGT）が31℃以上であること。
- ・利用開始時間までに熱中症予防を理由として申し出があること。

＜対象施設＞

- ・当公社が管理する全ての運動施設のうち冷空調の無い施設※
※武道館研修室等を除く

○運用開始日 令和6年6月15日（土）

※暑さ指数計測器は各施設受付に常備しております。

※熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラート発令時の最終的な利用の可否は、大会等の主催者、利用者の判断としますが利用の中止や延期の検討をお願いします。

※その他、施設管理者から利用にあたり特別な指示があった場合は、これに従ってください。